

生駒市規則第 2 1 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 9 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 7 年 1 2 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 2 号別記第 5 項中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。